

# 令和4年就業構造基本調査の 調査事項の検討(案)

総務省統計局労働力人口統計室  
令和2年9月7日

# 調査事項の検討に係る基本的な考え方

## ニーズへの対応

1. 統計委員会から示された課題 (P3)
2. ユーザーからの要望 (P9)
3. 行政機関、地方公共団体からの要望 (P11)
4. 事務局の考える調査事項の拡充等 (P15)

報告者の負担軽減

調査票スペースの制約

スクラップ & ビルドを基本として、  
調査事項の見直しを行う

# 統計委員会からの答申及び公的統計基本計画で示された課題

## 前回調査時の答申で示された課題

### 3 今後の課題

(1) 就業構造の実態を把握する上で育児・介護の重要性が高まっており、今回の平成29年調査でも、関連する調査事項につき見直しを行った。次回調査(平成34年調査)へ向けにも引き続き、就業に与える育児・介護の影響につき、よりの確に把握するための検討を行うこと。

(2) 今回の平成29年調査においては、オンライン調査の対象を調査対象とする全世帯に拡大するとともに、パソコンだけでなくスマートフォンやタブレット端末からの回答にも対応するオンライン調査システムを構築する計画としている。次回調査に向けて、報告者の利便性の向上を図り、オンライン調査の更なる利用を促進する観点から、今回調査の結果につき、検証を行う必要がある。

## 第Ⅲ期公的統計基本計画で示された課題

### <別表>

◎就業構造基本調査について、平成29年(2017年)調査の検証結果も踏まえ、就業に与える育児・介護の影響をよりの確に把握するための調査事項の在り方を検討する。

◎就業構造基本調査について、平成29年(2017年)調査におけるオンライン調査拡大による効果等を検証した上で、更なるオンライン調査の促進に向けて検討する。

# 前回調査における育児・介護に係る調査事項

## 調査票

### F ふだんの育児・介護の状況について (全員が記入してください)

<p><b>F1 子の育児をしていますか</b></p> <p>この設問での育児は未就学児を対象とします。ここでの育児とは乳幼児の世話や見守りなどをいいます。</p> <p>家事・育児時間については『調査票の記入のしかた』を参考してください。</p> <p>仕事をしている人は仕事をしている日をふだんとします。</p>	<p>子の育児をしている</p> <p>子の育児をしていない</p>
<p><b>F1の2 この1年間に育児休業などの制度を利用しましたか</b></p> <p>(利用した場合はあてはまるものすべてにマーク)</p> <p>・「短時間勤務」には勤務日数の短縮も含めます</p>	<p>した</p> <p>育児休業 短時間勤務 子の看護休暇 残業の免除・制限 その他</p> <p>しなかった</p>
<p><b>F2 家族の介護をしていますか</b></p> <p>自宅外にいる家族の介護も含めます。</p> <p>介護の内容については『調査票の記入のしかた』を参考してください。</p>	<p>介護をしている</p> <p>介護をしていない</p>
<p><b>F2の2 この1年間に介護休業などの制度を利用しましたか</b></p> <p>(利用した場合はあてはまるものすべてにマーク)</p> <p>・「短時間勤務」には勤務日数の短縮も含めます</p>	<p>した</p> <p>介護休業 短時間勤務 介護休暇 残業の免除・制限 その他</p> <p>しなかった</p>

## 記入のしかた

### F1 ふだんの子の育児をしていますか

ここでは、育児の対象を小学校就学前の未就学児とします。孫やおい・めい、弟妹の世話などは育児に含めません。

※ 育児とは以下のようなことを指します。

- ・乳幼児の世話や見守り
- ・乳児のおむつの取り替え
- ・就学前の子どもの送迎、つきそい、見守りや勉強・遊び・習い事などの練習の相手
- ・就学前の子どもの保護者会への出席

● 「ふだんの1日当たりの家事・育児時間」とは、通常1日に行っている家事（炊事・掃除・洗濯など）や育児の時間をいいます。なお、**仕事をしている人は仕事をしている日をふだん**とします。

● 「育児休業などの制度」の利用については、あなたが取得した制度について該当するものをすべて記入してください。ここでいう育児休業などの制度には、**会社が社内規定により独自に設けた制度を含みます（単なる上司の配慮は含めません。）**。

- ・ 短時間勤務 … 子の育児のために、1日の所定労働時間を短縮したり、週又は月の所定労働日数や時間を短縮したりする制度（隔日勤務、特定の曜日だけの勤務等の制度を含む。）
- ・ 子の看護休暇 … 子の病気・けがによる看護のために、取得できる休暇制度  
※ 年次有給休暇を取得した場合は含めません。
- ・ その他 … 例えば、子の育児のためのフレックスタイム制度、在宅勤務・テレワーク、深夜業の制限など

### F2 ふだん家族の介護をしていますか

ここでは、介護保険制度で要介護認定を受けていない人や、自宅外にいる家族の介護も含めます。ただし、病気などで一時的に寝ている人に対する介護は含めません。

● 介護とは、日常生活における入浴・着替え・トイレ・移動・食事などの際に何らかの手助けをする場合をいいます。

● ふだん介護をしているかははっきり決められない場合は、便宜、1年間に30日以上介護をしている場合を「ふだん家族の介護をしている」とします。

● 「介護休業などの制度」の利用については、あなたが取得した制度について該当するものをすべて記入してください。ここでいう介護休業などの制度には、**会社が社内規定により独自に設けた制度を含みます（単なる上司の配慮や介護保険制度の利用は含めません。）**。

- ・ 短時間勤務 … 要介護状態にある対象家族を介護するために、1日の所定労働時間を短縮したり、週又は月の所定労働日数や時間を短縮したりする制度（隔日勤務、特定の曜日だけの勤務等の制度を含む。）
- ・ 介護休暇 … 要介護状態にある対象家族につき、取得できる休暇制度  
※ 年次有給休暇を取得した場合は含めません。
- ・ その他 … 例えば、介護のためのフレックスタイム制度、在宅勤務・テレワーク、深夜業の制限など

# 前回調査における育児・介護に係る調査事項を活用した統計表

## 統計表数

### <育児に関する事項>

全国結果:25表、都道府県結果:8表、主要地域結果:8表

### <介護に関する事項>

全国結果:16表、都道府県結果:7表、主要地域結果:8表

## 集計事項(クロスに用いている事項)

### <全員>

男女、年齢、教育、就業状態・仕事の主従

### <有業者>

従業上の地位・雇用形態、産業、職業、従業者規模、年間就業日数・就業の規則性、週間就業時間、継続就業期間、就業希望意識、転職希望理由、希望する仕事の形態、就業時間希望

### <無業者>

就業希望の有無・求職活動の有無、希望する仕事の種類、希望する仕事の形態、就業希望時期、求職期間

### <世帯>

世帯の家族類型、世帯所得、子供の数、末子の年齢

# 前回調査における制度の種類別におけるその他の回答状況

## 育児休業等制度の種類別育児をしている雇用者

	雇用者	割合
1_育児休業等制度の利用あり	1,390,700	100.0%
11_育児休業制度の利用あり	869,000	62.5%
12_短時間勤務制度の利用あり	395,200	28.4%
13_子の看護休暇制度の利用あり	328,400	23.6%
14_残業の免除・制限の利用あり	113,900	8.2%
15_その他の制度の利用あり	84,700	6.1%

## 介護休業等制度の種類別介護をしている雇用者

	雇用者	割合
1_介護休業等制度の利用あり	258,100	100.0%
11_介護休業制度の利用あり	34,500	13.4%
12_短時間勤務制度の利用あり	61,900	24.0%
13_介護休暇制度の利用あり	81,600	31.6%
14_残業の免除・制限の利用あり	25,700	10.0%
15_その他の制度の利用あり	79,300	30.7%

※単位：人

出典：平成29年就業構造基本調査（総務省）

注）種類は複数回答

「その他」の割合は、「介護休暇制度の利用あり」の次に高いことから、「その他」から独立させる制度はないか？

# 直近の育児介護休業法の改正概要

## 平成28年改正法 (平成29年1月1日施行)

### 【主な改正内容】

#### <育児>

- 「子の看護休暇」の取得単位の柔軟化
- 有期契約労働者の育児休業の取得要件の緩和
- 育児休業等の対象となる子の範囲の拡大

#### <介護>

- 「介護休業」の分割取得
- 「介護休暇」の取得単位の柔軟化
- 介護のための所定労働時間の短縮措置等の適用期間の見直し
- 介護のための所定外労働の免除 (新設)
- 有期契約労働者の介護休業の取得要件の緩和

## 平成29年改正法 (平成29年10月1日施行)

### 【主な改正内容】

#### <育児>

- 育児休業期間の延長
- 育児目的休暇の新設

事業主に対し、小学校就学の始期に達するまでの子を養育する労働者が、育児に関する目的で利用できる休暇制度の措置を設けること(努力義務)。  
例)いわゆる配偶者出産休暇、入園式等の行事参加を含めた育児にも使える多目的休暇など)

施行規則及び指針の改正  
(令和元年12月27日)  
(令和3年1月1日施行)

### 【主な改正内容】

- 「子の看護休暇」及び「介護休暇」が時間単位で取得可能

# 育児・介護の充実に係る論点

## ◆ 調査事項の充実

- 「育児目的休暇」をどこに分類するか？  
（「育児目的休暇」が事業主に対する努力義務であることから、「その他」でよいのではないか？）
- 「その他」から独立させる必要のある制度はないか？  
（「フレックスタイム・時差出勤」など）

- 平成31年就労条件総合調査（厚生労働省）によると、フレックスタイム制を
  - ・採用している企業は5.0%（企業規模1000人以上で26.6%、300～999人で12.5%等）
  - ・適用を受けている労働者は8.2%（企業規模1000人以上で15.4%、300～999人で7.3%等）
- 第6回全国家庭動向調査（2018年7月1日）（国立社会保障・人口問題研究所）によると、
  - ※有効票数は、有配偶女性で6,142枚、離死別女性で1,517枚
  - ・有配偶で「介護休業・介護休暇」を利用した女性は4.5%、「勤務時間の短縮」を利用した女性は33.3%、「フレックスタイム制」を利用した女性は8.9%、「在宅勤務」を利用した女性は6.6%
  - ・離死別で「介護休業・介護休暇」を利用した女性は20%、「勤務時間の短縮」を利用した女性は27.3%、「フレックスタイム制」を利用した女性は10.5%、「在宅勤務」を利用した女性は0%
  - 注：割合は該当者に占める割合

## ◆ 統計表の充実

- 前回調査ではクロスしていない事項を集計する余地はないか？



# ユーザーからの要望・提案

内閣官房において、統計等データの提供等に関するユーザーからの要望・提案を定期的かつ府省横断的に把握している。このスキームにおいて、平成30年9月5日から10月5日までの募集において、以下の通り、就業構造基本調査において、国籍の把握が要望されている。

①要望・提案名	②具体的な要望・提案の内容とその理由
人口・世帯、家計、労働、文化にかんするすべての統計で調査対象者の国籍も調査してください	最低でも、人口動態調査、国民生活基礎調査、就業構造基本調査の項目に国籍を入れてください。定住外国人の貧困問題が深刻になっていますが、社会経済状況に関する統計がないため、有効な対策が立てられるところが、現状が把握されていません。
定住外国人の社会・経済状況の統計	定住外国人のなかには不安定就労層が多く、生活困窮者も多いと考えられるが、全国レベルで状況を把握する統計がありません。 (注) 特に「人口動態調査」、「国民生活基礎調査」、「就業構造基本調査」について国籍別データ公表の要望である旨、御提案者に確認

## 移住連からの要請

特定非営利活動法人移住者と連帯する全国ネットワークからの要請(平成30年11月13日)抄

### 1 移住女性に関する調査・統計

人口・世帯、家計、労働、文化にかんするすべての統計で調査対象者の国籍も調査してください。最低でも、(~ 中略 ~)就業構造基本調査の項目に国籍を入れてください。定住外国人の貧困問題が深刻になっていますが、社会経済状況に関する統計がないため、有効な対策が立てられるところか、現状が把握されていません。



- 調査票スペースに限りがあり、相応な報告者負担が考えられる中で、国籍に関する調査事項を追加する必要性はあるか？

# 行政機関、地方公共団体からの調査事項に係る要望①

調査事項の要望	要望の背景	対応の方向性
<p>フリーランスの把握(総数(本業・副業の別)とフリーランスを選んだ理由の把握)</p>	<p>フリーランスなど雇用によらない働き方の保護の在り方について、「全世代型社会保障検討会議」及び「未来投資会議」において、その適正な拡大に向けた施策の検討が行われており、その実態の把握が必要</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・フリーランスなど雇用によらない働き方など働き方の多様化を適切に把握すること</li> <li>・内閣官房の調査と同定義で行うことにより実査可能性があることから調査事項として追加してはどうか。</li> </ul>
<p>教育の大学院を課程毎に「修士」「博士」「専門職」に細分化            ※「修士」:修士課程、博士前期課程を含む。            「博士」:5年一貫博士課程、博士後期課程、医歯薬獣医学の4年制博士課程を含む。            「専門職」:法科大学院、教職大学院を含む専門職大学院の課程を指す</p>	<p>「研究力強化・若手研究者支援総合パッケージ」(令和2年1月総合科学技術・イノベーション会議)において、博士人材のキャリアパス拡大が掲げられている中、学位の区別による賃金等教育効果の差を測る必要がある。</p>	<p>行政利用としての学位課程の区分と記入者が認識している区分に違いがあると考えられることから、博士課程の前期と専門職学位課程を含む定義で「修士課程」を正確に把握できるか。            ※前回調査時は「困難」と整理</p>
<p>副業の従業上の地位の細分化            (「有給役員」「正社員・正職員」「臨時雇用者」「個人事業主」「家族従業者」)</p>	<p>都道府県産業連関表の推計において、本業の従業上の地位と合わせることで、より詳細な推計が可能となる</p>	<p>副業に係る内容の充実という観点から、本業の従業上の地位と合わせてはどうか。</p>

## 行政機関、地方公共団体からの調査事項に係る要望②

調査事項の要望	要望の背景	対応の方向性
テレワークの実施状況・実施環境の把握	新型コロナウイルス対策としてテレワークが注目されている中、今後の働き方改革、感染症予防対策等に係る基礎資料を得ることができる。	「通信利用動向調査」(総務省)で把握していることに加え、報告者負担、調査票スペースの制約等を勘案して、追加することは適当か。
働き方改革の推進に伴い、多種多様な働き方等が選択されてきていることから、その変化が把握できるよう、「テレワーク」、「ワーケーション」や「本社二分化」等に関する項目を追加していただきたい。	働き方改革等を背景とした雇用環境や構造変化を分析するため	○「ワーケーション」*は勤務地以外の勤務としてテレワークと一体的に検討するもの。 *ワーケーションとは、「ワーク」と「バケーション」を合わせた造語。観光地といった通常の職場以外でテレワーク等で働きながら休暇も楽しむもの ○「本社二分化」は企業・事業所を対象とした統計調査での把握がより適切
退職後の再任用の把握	退職年齢の引き上げや再任用が、事業所に与える影響を分析するため。	本調査において事業所に関する調査項目は極めて少なく(A2、A4、C6)、企業・事業所を対象とした統計調査での把握がより適切
新型コロナウイルス感染症流行による影響の把握	-	調査票スペースに限りがあることに加え、前職の離職時期や離職理由とその他項目との集計が可能(調査票情報等の二次利用制度も活用)

# フリーランスについて

## フリーランス実態調査(関係省庁が連携して実施)

○実施方法:インターネット調査

○フリーランスの定義:①自身で事業を営んでいる(個人経営又は法人化)

②従業員を雇用していない

③実店舗を持たない(商品・サービス・飲食等を提供するための実在の店を指し、店舗を借りている場合も含む。「インターネット上の店舗」や「オープンスペースを共有するコワーキングスペース」は、実店舗には含まない)

④農林漁業従事者ではない

○調査結果(試算):フリーランスは462万人(本業214万人、副業248万人)



•本業・副業共に推定量が一定程度あること

•既に関係省庁で実施することで、実査可能性が担保されていること

から、全世代型社会保障検討会議における議論も踏まえつつ、対応する方向で検討すればどうか？

## (参考)フリーランス実態調査の概要

1. 調査目的：国内のフリーランスの実態把握
2. 調査手法：Webモニターを用いたインターネット調査により実施。
3. 調査対象：15歳以上75歳未満の調査回答者
4. 調査時期：2020年2月10日～3月6日（※）  
（※）小学校等に対し臨時休校が要請された2月27日より前に回答した者が76%、2月27日以降に回答した者が24%。
5. 回答状況：スクリーニングした就労者等の回答数：144,342サンプル  
うちフリーランス：9,392サンプル  
うち本調査に最後まで回答したフリーランス：7,478サンプル

# 事務局の考える調査事項の拡充

政府の取組

## 労働時間法制の見直し (働き方改革の1つ)

「働き過ぎ」を防ぎながら、「ワーク・ライフ・バランス」と「多様で柔軟な働き方」の実現を目的

就業時間に係る新たな分析ニーズが生じるのでは…

○集計区分を見直す必要はあるか？

就調の対応

## 経済財政運営と改革の 基本方針2020 (令和2年7月17日)

労働時間の管理方法のルール整備を通じた**兼業・副業の促進**など**複線的な働き方**や、育児や介護など一人一人の事情に応じた、多様で柔軟な働き方を労働者が自由に選択できるような環境を整備

副業に係るより詳細な分析ニーズが生じるのでは…

○副業に係る調査事項を増やす必要はないか？

例えば、「副業の仕事の内容」、「副業の就業時間」(A14の下)、「副業希望の仕事(職種)の種類」(A11の2の下)

## 成長戦略実行計画 (令和2年7月17日)

ウィズ・コロナ、ポスト・コロナの時代の働き方としても、**兼業・副業**、フリーランスなどの多様な働き方への期待が高い

# (参考) 週間就業時間の分布

## 従業上の地位・雇用形態、週間就業時間別有業者（2017年）

(人)

週間就業時間	0_総数	1_自営業主	2_家族従業者	3_雇用者	31_会社などの役員	32_会社などの役員を除く雇用者		
						321_正規の職員・従業員	322_非正規の職員・従業員	
0_総数	66,213,000	5,617,100	1,221,400	59,208,100	3,368,700	55,839,400	34,513,700	21,325,700
1101_15時間未満	3,714,000	338,500	64,700	3,308,200	128,600	3,179,600	985,200	2,194,300
1102_15～19時間	2,515,800	130,500	33,500	2,350,500	58,500	2,292,000	210,400	2,081,700
1103_20～21時間	1,972,300	124,700	33,300	1,813,700	56,400	1,757,300	135,500	1,621,800
1104_22～29時間	3,572,200	247,400	66,500	3,256,000	95,100	3,160,800	318,700	2,842,200
1105_30～34時間	3,070,200	313,200	100,300	2,654,800	148,800	2,506,000	711,500	1,794,500
1106_35～42時間	17,293,100	761,700	153,300	16,373,800	936,000	15,437,900	10,672,000	4,765,800
1107_43～45時間	7,288,700	343,400	60,800	6,880,700	347,700	6,533,000	5,533,200	999,700
1108_46～48時間	6,328,100	527,100	94,500	5,702,600	421,400	5,281,200	4,554,800	726,400
1109_49～59時間	8,613,600	715,100	132,000	7,763,900	455,800	7,308,100	6,526,500	781,600
1110_60～64時間	2,930,100	357,500	60,200	2,511,400	188,200	2,323,200	2,107,400	215,800
1111_65～74時間	1,550,400	218,800	41,700	1,289,700	102,000	1,187,600	1,077,600	110,100
1112_75時間以上	1,142,600	204,200	34,300	903,800	107,000	796,800	709,000	87,800

出典：就業構造基本調査（総務省）



# 事務局の考える調査事項の見直し

～就業開始時期、前職の離職時期、初職に就いた時期等～

前回調査時における都道府県等からの意見

高齢者などではA7、C1、D2で月までの回答は得られないケースが多い

報告者の負担軽減を図るため、集計に用いるために必要な最低限の項目に限定すればどうか？  
(ex,開始年により開始月の回答を求める場合を限定)

集計への影響度合を検証して、どの範囲までの回答を求めるかを検討

# 事務局の考える削除が可能な調査事項①

## 基本的な考え方

報告者負担の軽減、調査票スペースの制限などから、ユーザーニーズの低い調査事項の必要性を精査

次ページA参照

ユーザーニーズは統計表(e-Statに掲載)のダウンロード数で測る

次ページB参照

削除候補調査事項について、集中的に必要性を精査

P23参照

行政施策における必要性  
○ 各府省・地方公共団体における利活用状況、削除に伴う影響を意見照会

削除する調査事項を決定

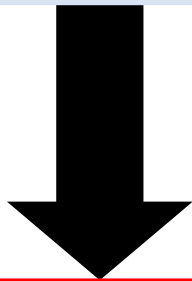
# 事務局の考える削除が可能な調査事項②

## A 統計表のダウンロード数

平成29年就業構造基本調査の統計表の年間アクセス数  
(平成30年7月～令和元年6月)

統計表数:623表

- ー最大値 :5,706アクセス(15.7アクセス/日)
- ー上位1/4: 212アクセス( 0.6アクセス/日)
- ー中央値 : 110アクセス( 0.3アクセス/日)
- ー下位1/4: 67アクセス( 0.2アクセス/日)
- ー最小値 : 36アクセス( 0.1アクセス/日)



■1平日1アクセス程度  
■上位1/4強  
を基準とし、250アクセスを閾値とする

## B 削除候補調査事項

- 1 統計表へのアクセス件数の低い調査事項
  - ①居住地に関する事項【調査票の5(1)～(3)】
  - ②有業者の雇用契約の更新の有無・回数  
【調査票のA1の4】
  - ③無業者の求職期間【調査票のB7】
  - ④前職の雇用契約期間の定めの有無・1回当たりの雇用契約期間【調査票のC5】
  - ⑤職業訓練・自己啓発に関する事項  
【調査票のE及びEの2】

- 2 他の調査事項のみを活用することにより、類似の集計が可能な調査事項
  - 有業者及び無業者の1年前の就業状態に関する事項【調査票のA15及びB10】

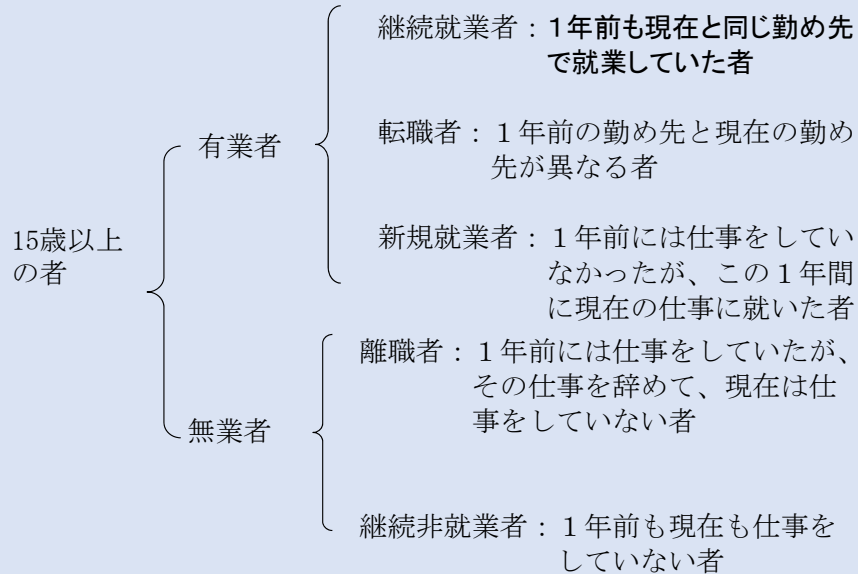
※平成29年調査においては、1年前の就業状態に関する事項に加え、就業開始時期(A7)、前職の有無(A16)、前職の離職時期(C1)の3事項を活用し、「過去1年以内の就業異動」に関する集計を行っていた。しかしながら、当該調査事項を削除し、他の3事項及び前職の有無(B11)を活用することにより、類似の集計が可能となる。

# 有業者及び無業者の1年前の就業状態に関する事項の集計への活用①

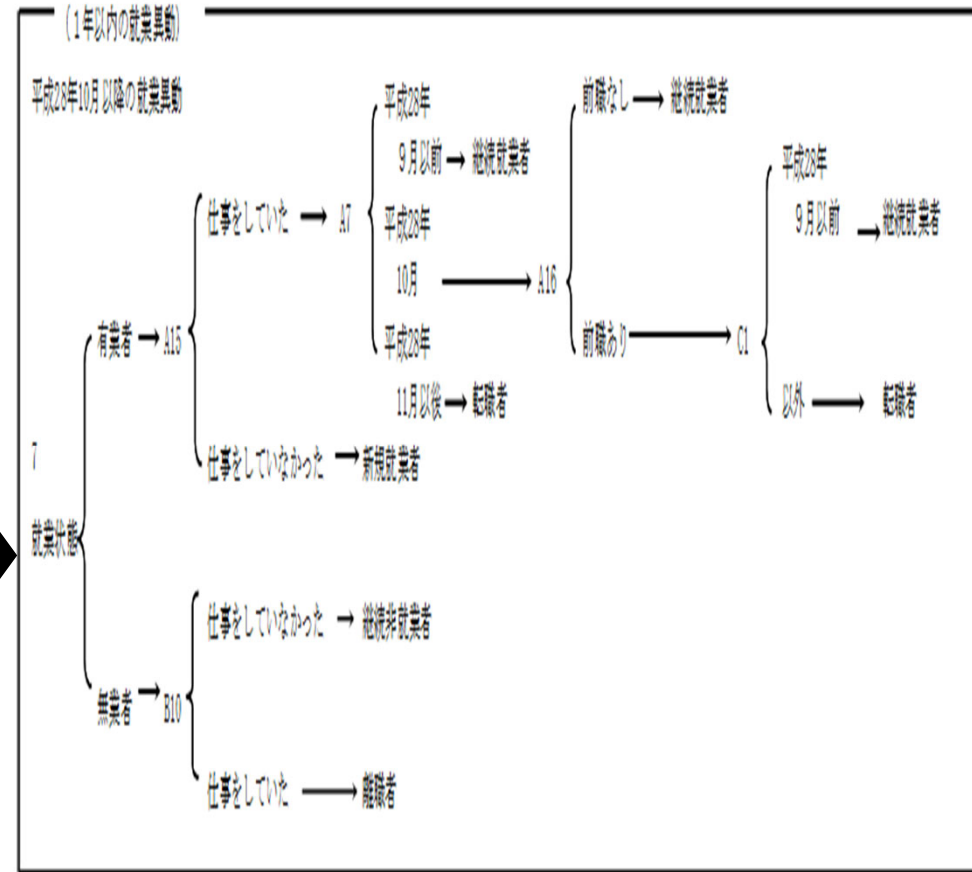
現行(平成29年調査)

「有業者及び無業者の1年前の就業状態に関する事項」は、「1年以内の就業異動」を集計するためにのみ活用

1年以内の就業異動の区分



具体的には



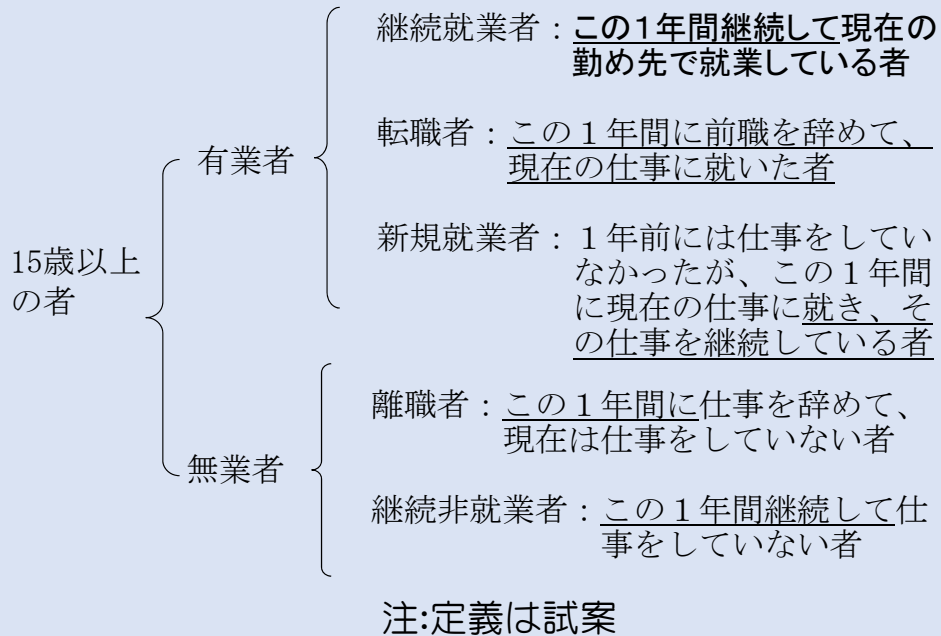
2019年の転職者数は351万人(労働力調査)で過去最多となるなど、2011年以降、転職者数は増加傾向が続いており、転職や離職などの就業異動の状況をより精緻に把握する必要性が高まっていると考えられる中、現行では、調査日の1年前と調査日現在の2時点の就業状態を基本に区分を判定していたため、その間の詳細な就業異動の状況は反映されていない。

# 有業者及び無業者の1年前の就業状態に関する事項の集計への活用②

## 改正案

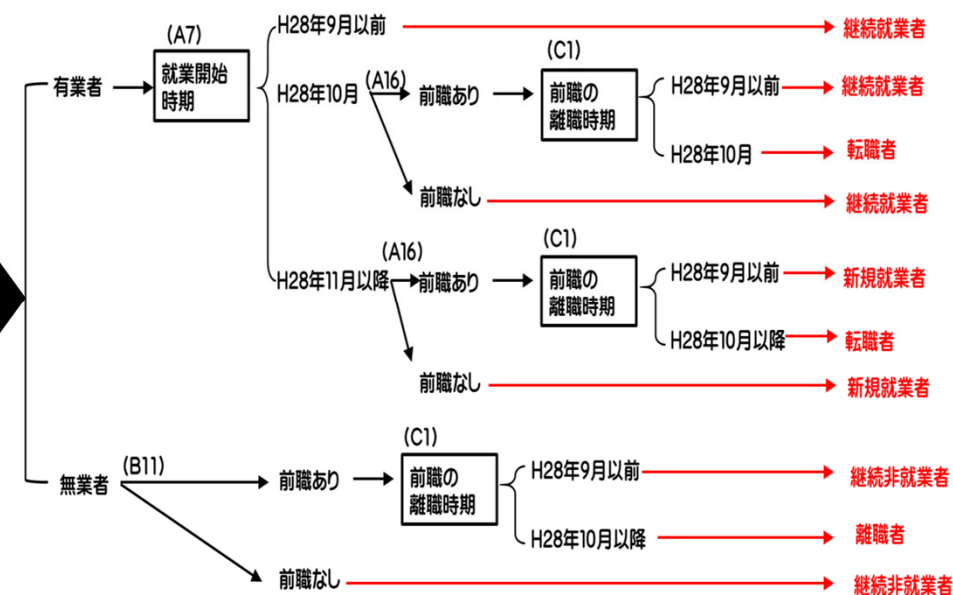
「有業者及び無業者の1年前の就業状態に関する事項」を活用せず(削除し)、「1年間の就業異動」を集計する

## 1年間の就業異動の区分



具体的には

(改正案方式による区分の仕方)



なお、これらの区分を行うに当たり、厳密には「1年前」の定義が問題となるが、時期については年月までの報告までしか求めていないため、調査日（前回調査では平成29年10月1日）の1年前の平成28年10月1日が含まれる平成28年10月を「1年前」とする。

## 有業者及び無業者の1年前の就業状態に関する事項の集計への活用③

(現行方式と改定案方式の違い)					
	H28. 10	H28. 11～H29. 9	H29. 10	現行方式 (A15/B10使用)	改定案方式 (A15/B10削除)
1	現職		現職	継続就業者	継続就業者
2	前職		現職	転職者	転職者
3	無業		現職	新規就業者	新規就業者
4	無業	前職	現職	新規就業者	転職者
5	前職		無業	離職者	離職者
6	無業		無業	継続非就業者	継続非就業者
7	無業	前職	無業	継続非就業者	離職者

(補足)

4については、1年前は無業者、調査日現在は有業者であるため、現行方式では「新規就業者」と区分されるが、改正案方式では過去1年以内の就業異動の状況が反映され、「転職者」と区分される。

同様に、7については、1年前は無業者、調査日現在も無業者であるため、現行方式では「継続非就業者」と区分されるが、改正案方式では過去1年以内の就業異動の状況が反映され、「離職者」と区分される。

# 削除候補調査事項に対する支障の有無

削除候補調査事項	削除の支障(利活用状況)	対応の方向性
①居住地に関する事項 【調査票の5(1)～(3)】	有:人々の転居の実態の精密な把握東京一極集中やUターン等の要因分析	一定の利活用があることから削除しない
②有業者の雇用契約の更新の有無・回数 【調査票のA1の4】	有:新規事業構築等に活用	一定の利活用があることから削除しない
③無業者の求職期間 【調査票のB7】	有:新規事業構築等に活用 若年無業女性への支援施策	一定の利活用があることから削除しない
④前職の雇用契約期間の定めの有無・1回当たりの雇用契約期間 【調査票のC5】	無	支障が無いことから削除
⑤職業訓練・自己啓発に関する事項 【調査票のE及びEの2】	有:職業能力開発計画の指標	一定の利活用があることから削除しない
1年前の就業状態に関する事項 【調査票のA15及びB10】	無	支障が無いことから削除

※各府省及び地方公共団体に対し、削除に伴う支障の有無を把握した結果

## (参考) 削除候補の調査事項に関し設定当時の追加等の理由

削除候補調査事項	導入時期	当時の追加等理由
居住地に関する事項	平成14年	仕事に就くためや転勤等に伴う転居の状況、つまり人口移動による雇用の需給調整の実態を詳細に把握するため
有業者の雇用契約期間の定めの有無・1回あたりの雇用契約期間	平成24年	有期雇用契約の実態把握について、第Ⅱ期公的統計基本計画において改善するよう指摘されたことへの対応
無業者の求職期間	昭和54年	求職期間の長さと就業の緊要度の関係を明らかにするため
前職の雇用契約期間の定めの有無・1回あたりの雇用契約期間	平成29年	転職就業者の増加を背景として、関係府省から今後の雇用政策を進める上で雇用形態間の異動についての実態把握は重要という要望があったこと
職業訓練・自己啓発に関する事項	平成19年	仕事を教育・訓練の関係が多様化している実態に鑑み、これを把握し分析に資するため